（注意）
１．～３．　（略）
４．第三面関係
①～③　（略）
④　４欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）」（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）」（同条第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合においては、準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう。）を併せて記入してください。

⑤　５欄は、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、４欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。
⑥　６欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の２第１号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第２号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑦　８欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑧　８欄の「ニ」は、建築基準法第56条第７項第１号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第２号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第３号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法（第86条の８第１項／第87条の２第１項）の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第三面）

全体計画概要

【１．既存建築物の概要】～【４．各工事の着手予定年月日及び完了予定年月日並びに確認申請の要・不要】　（略）

【５．各工事の概要】
（第　回）□増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□その他
（工事完了後に不適合となつている規定）（　　）

（注意）
１．～３．　（略）
４．第三面関係
①～③　（略）
④　４欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イ－１）」（建築基準法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の２の３第１項第１号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イ－２）」（同法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ－１）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロ－１）」（同法施行令第109条の３第１号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロ－２）」（同条第２号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「耐火構造建築物」（同法第27条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。
（新設）

（新設）

⑤　６欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑥　６欄の「ニ」は、建築基準法第56条第７項第１号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第２号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第３号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法第86条の８第１項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第三面）

全体計画概要

【１．既存建築物の概要】～【４．各工事の着手予定年月日及び完了予定年月日並びに確認申請の要・不要】　（略）

【５．各工事の概要】
（第　回）□増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□その他
（工事完了後に不適合となつている規定）（　　）